7　国の責務

国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないものとする。（第七条関係）

8　政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとする。（第八条関係）

9　附則

⑴　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

―――――――――――――

◇労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百九十六号）（厚生労働省）

第１　作業環境測定法施行令の一部改正

1　作業環境測定法により作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならないとされている指定作業場に、以下の⑴から⑶までに掲げる作業場を追加する。（第一条関係）

⑴　労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの

⑵　労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの

⑶　労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

2　その他所要の改正を行う。

第２　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正

作業環境測定法第二条第三号が新設されたことに伴う規定の整理を行う。（別表第三関係）

第３　厚生労働省組織令の一部改正

1　厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の所掌事務に、労働安全衛生法第六十五条の三を追加する。（第七十一条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

―――――――――――――

法　律

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第三十七号

学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「おいては、」の下に「教科書（」を加え、「教科用図書又は」を「教科用の教材又は」に、「教科用図書を」を「教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を」に改め、同条第四項中「教科用図書及び第二項に規定する教材」を「教科書」に改め、同条第五項中に「教科用図書」を「教科書以外の教科用図書」を「教科書以外の教材」に改め、同条第二項を削る。

附則第九条第一項中「第三十四条第二項に規定する教科用図書以外の教科用図書」を「教科書以外の教科書用の教材」に改め、同条第二項を削る。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。

第三条第二項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改める。

第三条第一項中「その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に」を「文部科学省令で定めるところにより、」に、「、発行者の氏名住所及び」を「又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、」に、「並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日」を「その他文部科学省令で定める事項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第一項中「基き」を「基づき」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「第二条第二項に規定する学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第七条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条中「部数」を「数」に改める。

第九条中「左の各号の一に当る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「信用状態」を「又は信用状態」に改め、同条第五号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

第十条第二項中「教科書を各学校に供給する」を「第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了する」に改める。

第十二条中「発行部数」を「発行数」に、「一分にあたる」を「百分の一に相当する額の」に改める。